

## ユマニテク短期大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成30年9月1日学長制定

(趣旨)

この基本方針は、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的研究資金（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

### 1. 責任体系の明確化

- ・ 公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- ・ 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学科長をもって充てる。
- ・ 大学内の各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。
- ・ 責任体系を学内外に公表する。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

#### (1) ルールの明確化・統一化

- ・ 公的研究費を使用する研究者及び運営・管理に関わる全ての構成員（以下「構成員」という。）に分かりやすいようルールを明確に定める。又、ルールと運用の実態が乖離していないか等を点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ・ ルールを明確にし、研究者及び構成員への周知徹底に努める。

#### (2) 職務権限の明確化

- ・ 公的研究費の事務処理に関する研究者と構成員の権限及び責任について明確に定める。
- ・ 定めた権限と事務処理の実態との乖離が生じないように適切に規程等を定める。

#### (3) 関係者の意識向上

- ・ 研究者及び構成員に対し、不正防止説明会等の方法によりコンプライアンス教育を行い、誓約書の提出を求める。
- ・ 研究者及び構成員の行動規範を定める。

#### (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- ・ 学内外からの不正に関する通報及び情報提供を受け付ける通報窓口を設置する。
- ・ 通報の情報が、迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
- ・ 以下の（ア）から（オ）を含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確にした規程を定める。  
（ア）告発等の取扱（イ）調査委員会の設置及び調査（ウ）調査中における一時的停止措置（エ）認定（オ）配分機関への報告及び調査への協力等
- ・ 懲戒の適用に必要な手続きを明確にした規程を定める。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

#### (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

- ・ 不正発生の要因について、大学全体の状況を体系的に整理・把握し、評価する。
- ・ 不正発生となりうる要因を把握した上で、具体的な不正防止計画を策定する。

#### (2) 不正防止計画の実施

- ・ 不正防止計画を推進し、期間全体の具体的な対策を策定・実施し、又実施状況を把握するため、不正防止推進計画部署を設置する。
- ・ 最高管理責任者は不正防止計画を推進し、その進捗管理に努める。

### 4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

- ・ 予算の執行状況を検証し、研究計画に比較し著しく遅れている場合において、問題がある場合はその対応策を講じる。
- ・ 発注段階において支出財源の特定を行い、予算執行状況を遅滞なく把握する。
- ・ 取引業者に対し、不正が認められる場合に取引停止等を行う。又、一定の取引実績のある取引業者から誓約書の提出を求める。
- ・ 発注及び検収業務は原則として事務局が行う。研究者による発注及び検収を認める場合は明確なルールを定める。
- ・ 特殊な役務（データベース開発、機器の保守等）の検収について、立会による検収等の実効性のあるルールを定める。
- ・ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について、事務局が実施する。
- ・ 換金性の高い物品については、適切に管理する。
- ・ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制を整備する。

### 5. 情報発信・共有化の推進

- ・ 学内外からの公的研究費の使用に関するルール等の相談を受け付ける相談窓口を設置する。
- ・ 公的研究費の不正への取組に関する基本方針を学内外に公表する。

### 6. モニタリングの在り方

- ・ 公的研究費の適正な管理のため、内部監査制度を整備し、実施する。
- ・ 内部監査において、財務情報監査のみならず、管理体制の不備の検証も行う。
- ・ 不正発生の要因を考慮した、リスクアプローチ監査を実施する。
- ・ 監査により評価された事項に関し、研究者及び構成員にフィードバックし、更なる改善を促す。